行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成31年 3月1日~平成34年 3月31日までの3年間1か月

2 . 内容

目標1:平成31年6月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、 実施する。

<対策>

平成31年3月~ 所定外労働の現状を把握

平成31年4月~ 社内検討委員会での検討開始

平成31年5月~ ノー残業デーの実施

現場代理人(月1回)及び朝礼による社員への周知

目標2:年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

平成31年3月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

平成31年3月~ 社内検討委員会での検討開始

平成 31 年 4 月~ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる 取得促進のための取組の開始